

【貨物】行政処分状況（令和7年6月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和7年6月19日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	小湾運送有限会社 代表者伊佐信治 (法人番号5360002000511) 沖縄県糸満市字潮平771番地の2花城アパート201
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県うるま市州崎7番地1
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	道路運送車両法第41条
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	死亡事故を惹起したことを端緒として、令和7年4月25日に監査実施。3件の違反が認められた。 (1)車両の整備不良(道路運送車両法(以下「車両法」)第41条) (2)定期点検整備等の未実施(車両法第48条) (3)運転者等台帳の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 2点 (当該営業所) 2点